

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）



# 福島県報

## 目次

- 告示  
○ 保安林の指定施業要件を変更する予定である旨通知があった件二十九件
- 保安林の指定施業要件を変更する件五件
- 保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知をする森林所有者等の所在が不明であるため当該通知の内容を掲示した件

九 一  
一〇

## 告 示

### 福島県告示第八百一十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があった。

令和二年十二月四日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
伊達市保原町金原田字沼頭六四の一（次の図に示す部分に限る。）
- 二 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 三 変更後の指定施業要件
  - 1 立木の伐採の方法
    - (一) 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、伊達市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - 2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び伊達市役所に備え置いて縦覧に供する。）

（森林保全課）

### 福島県告示第八百一十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があった。

令和二年十二月四日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
伊達市保原町金原田字山居一一九、一二〇の一、一二〇の二
- 二 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 三 変更後の指定施業要件
  - 1 立木の伐採の方法
    - (一) 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、伊達市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - 2 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。

（森林保全課）

### 福島県告示第八百一十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があった。

令和二年十二月四日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
伊達市保原町金原田字入ノ内一五七の二
- 二 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 三 変更後の指定施業要件
  - 1 立木の伐採の方法

- (一) 主伐に係る伐採種は、定めない。
  - (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、伊達市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
  - (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 2 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び伊達市役所に備え置いて縦覧に供する。)

(森林保全課)

**福島県告示第八百十四号**

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があった。

令和二年十二月四日

福島県知事 内堀 雅 雄

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
伊達市保原町金原田字入ノ内二〇九の二
  - 二 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
  - 三 変更後の指定施業要件
    - 1 立木の伐採の方法
      - (一) 主伐に係る伐採種は、定めない。
      - (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、伊達市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - 2 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び伊達市役所に備え置いて縦覧に供する。)

(森林保全課)

**福島県告示第八百十五号**

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があった。

令和二年十二月四日

福島県知事 内堀 雅 雄

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

- 伊達市保原町金原田字入ノ内二一の一(次の図に示す部分に限る。)
  - 二 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
  - 三 変更後の指定施業要件
    - 1 立木の伐採の方法
      - (一) 主伐に係る伐採種は、定めない。
      - (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、伊達市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - 2 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び伊達市役所に備え置いて縦覧に供する。)

(森林保全課)

**福島県告示第八百十六号**

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があった。

令和二年十二月四日

福島県知事 内堀 雅 雄

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
伊達市保原町金原田字沼頭六〇の三
  - 二 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
  - 三 変更後の指定施業要件
    - 1 立木の伐採の方法
      - (一) 主伐に係る伐採種は、定めない。
      - (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、伊達市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - 2 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び伊達市役所に備え置いて縦覧に供する。)

(森林保全課)

**福島県告示第八百十七号**

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第

二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があった。  
令和二年十二月四日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
伊達市保原町金原田字大沢入三四の一、三四の三から三四の九まで、三四の一、三四の一、二、三四の一四から三四の一六まで、三四の一九、三四の二一、三四の二三から三四の二五まで、三四の二七から三四の三二まで、三四の四一、三四の四二
- 二 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 三 変更後の指定施業要件

- 1 立木の伐採の方法
  - (一) 主伐に係る伐採種は、定めない。
  - (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、伊達市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
  - (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 2 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び伊達市役所に備え置いて縦覧に供する。)

(森林保全課)

**福島県告示第八十八号**

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があった。  
令和二年十二月四日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
伊達市保原町柱田字長作八九の五、八九の二六、八九の二七
  - 二 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
  - 三 変更後の指定施業要件
- 1 立木の伐採の方法
    - (一) 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、伊達市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - 2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。  
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び伊達市役所に備え置いて縦覧に供する。)

(森林保全課)

**福島県告示第八十九号**

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があった。  
令和二年十二月四日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
伊達市保原町柱田字愛宕山九の一、九の三〇、九の五五から九の五七まで
- 二 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 三 変更後の指定施業要件

- 1 立木の伐採の方法
  - (一) 主伐に係る伐採種は、定めない。
  - (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、伊達市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
  - (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 2 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び伊達市役所に備え置いて縦覧に供する。)

(森林保全課)

**福島県告示第八十号**

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があった。  
令和二年十二月四日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
伊達市保原町柱田字高森六の一(次の図に示す部分に限る。)、三、六の一五、六の三九
- 二 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 三 変更後の指定施業要件

- 1 立木の伐採の方法
  - (一) 主伐に係る伐採種は、定めない。
  - (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、伊達市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
  - (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 2 立木の伐採の限度
 

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び伊達市役所に備え置いて縦覧に供する。)

(森林保全課)

福島県告示第八百二十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があった。

令和二年十二月四日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
 

伊達市保原町柱田字藁座山一の一、一の一
  - 二 保安林として指定された目的
 

土砂の流出の防備
  - 三 変更後の指定施業要件
    - 1 立木の伐採の方法
      - (一) 主伐に係る伐採種は、定めない。
      - (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、伊達市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - 2 立木の伐採の限度
 

次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び伊達市役所に備え置いて縦覧に供する。)
- (森林保全課)

福島県告示第八百二十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があった。

令和二年十二月四日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
 

伊達市保原町柱田字藁座山二
  - 二 保安林として指定された目的
 

土砂の流出の防備
  - 三 変更後の指定施業要件
    - 1 立木の伐採の方法
      - (一) 主伐に係る伐採種は、定めない。
      - (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、伊達市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - 2 立木の伐採の限度
 

次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び伊達市役所に備え置いて縦覧に供する。)
- (森林保全課)

福島県告示第八百二十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があった。

令和二年十二月四日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
 

伊達市保原町上保原字帰雲窟一の一
  - 二 保安林として指定された目的
 

土砂の流出の防備
  - 三 変更後の指定施業要件
    - 1 立木の伐採の方法
      - (一) 主伐に係る伐採種は、定めない。
      - (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、伊達市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - 2 立木の伐採の限度
 

次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び伊達市役所に備え置いて縦覧に供する。)
- (森林保全課)

福島県告示第八百二十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があった。

令和二年十二月四日

福島県知事 内堀雅雄

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があった。  
令和二年十二月四日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
伊達市保原町上保原字鍛冶前五の一、五の九から五の一三まで
  - 二 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
  - 三 変更後の指定施業要件
    - 1 立木の伐採の方法
      - (一) 主伐に係る伐採種は、定めない。
      - (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、伊達市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - 2 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び伊達市役所に備え置いて縦覧に供する。）

（森林保全課）

**福島県告示第八百二十五号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があった。  
令和二年十二月四日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
伊達市保原町上保原字白鷺峯三の二
- 二 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 三 変更後の指定施業要件
  - 1 立木の伐採の方法
    - (一) 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、伊達市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - 2 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び伊達市役所に備え置いて縦覧に供する。）

（森林保全課）

**福島県告示第八百二十六号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があった。  
令和二年十二月四日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
伊達市保原町上保原字大久保四の一八、四の三一、四の三二、四の三九、四の四〇
- 二 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 三 変更後の指定施業要件
  - 1 立木の伐採の方法
    - (一) 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、伊達市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - 2 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び伊達市役所に備え置いて縦覧に供する。）

（森林保全課）

**福島県告示第八百二十七号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があった。  
令和二年十二月四日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
伊達市保原町大柳字高森一の四三から一の四六まで、一の四八
- 二 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 三 変更後の指定施業要件
  - 1 立木の伐採の方法
    - (一) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(二) 主伐として伐採をすることができるとする。伊達市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び伊達市役所に備え置いて縦覧に供する。)

(森林保全課)

**福島県告示第八百二十八号**

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があった。

令和二年十二月四日

福島県知事 内堀雅雄

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
伊達市保原町大柳字栃窪入三一の八(国有林)、三一の三、字高野二九、三〇の一から三〇の八まで、三一、三二の一から三二の四まで

二 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(二) 主伐として伐採をすることができるとする立木は、伊達市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び伊達市役所に備え置いて縦覧に供する。)

(森林保全課)

**福島県告示第八百二十九号**

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があった。

令和二年十二月四日

福島県知事 内堀雅雄

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

伊達市保原町上保原字大久保四の一九

二 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(二) 主伐として伐採をすることができるとする立木は、伊達市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び伊達市役所に備え置いて縦覧に供する。)

(森林保全課)

**福島県告示第八百三十号**

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があった。

令和二年十二月四日

福島県知事 内堀雅雄

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
伊達市保原町上保原字内山入一の一、一の二、一の五、一の九三、一の九四、一の一〇

二 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(二) 主伐として伐採をすることができるとする立木は、伊達市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び伊達市役所に備え置いて縦覧に供する。)

(森林保全課)

**福島県告示第八百三十一号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があった。  
令和二年十二月四日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
伊達市保原町大柳字高森一の八
- 二 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 三 変更後の指定施業要件
  - 1 立木の伐採の方法
    - (一) 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、伊達市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - 2 立木の伐採の限度
    - (一) 「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び伊達市役所に備え置いて縦覧に供する。

(森林保全課)

**福島県告示第八百三十二号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があった。  
令和二年十二月四日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
伊達市保原町柱田字東沢七〇の一、七〇の五、七〇の六、字滝ノ入二五の一、二五の二
- 二 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 三 変更後の指定施業要件
  - 1 立木の伐採の方法
    - (一) 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字東沢七〇の一、七〇の五、七〇の六、字滝ノ入二五の二、二五の一（次の図に示す部分に限る。）
    - (二) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - (三) 主伐として伐採をすることができる立木は、伊達市森林整備計画で定める標準

伐期齢以上のものとする。  
（四）間伐に係る森林は、次のとおりとする。  
2 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。  
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び伊達市役所に備え置いて縦覧に供する。）  
(森林保全課)

福島県知事 内堀雅雄

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
福島市飯坂町字館ノ山一八の三〇、一八の三四、一八の三五
- 二 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 三 変更後の指定施業要件
  - 1 立木の伐採の方法
    - (一) 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、福島市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - 2 立木の伐採の限度
    - (一) 「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び福島市役所に備え置いて縦覧に供する。

(森林保全課)

**福島県告示第八百三十四号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があった。  
令和二年十二月四日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
福島市飯坂町茂庭字岩根沢二から一六まで
- 二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

- (一) 主伐に係る伐採種は、定めない。
  - (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、福島市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
  - (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 2 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び福島市役所に備え置いて縦覧に供する。)

(森林保全課)

福島県告示第八百三十五号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があった。

令和二年十二月四日

福島県知事 内堀雅雄

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

福島市飯坂町中野字東瀬沼一六の二二(国有林)、一六の四、字堰場三六の一、三六の四、三六の五、四〇の二

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

- (一) 主伐に係る伐採種は、定めない。
  - (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、福島市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
  - (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 2 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び福島市役所に備え置いて縦覧に供する。)

(森林保全課)

福島県告示第八百三十六号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林

水産大臣から通知があった。

令和二年十二月四日

福島県知事 内堀雅雄

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

福島市飯坂町中野字出来沼六の一三・六の一五・六の一六(以上三筆国有林)、五の二、六の三、六の九、六の一〇、字大桁二の一七、四の二

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

- 1 立木の伐採の方法
  - (一) 主伐に係る伐採種は、定めない。
  - (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、福島市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
  - (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 2 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び福島市役所に備え置いて縦覧に供する。)

(森林保全課)

福島県告示第八百三十七号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があった。

令和二年十二月四日

福島県知事 内堀雅雄

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

福島市飯坂町中野字大桁一の三・一の四(以上二筆国有林)、一の二

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

- 1 立木の伐採の方法
  - (一) 主伐に係る伐採種は、定めない。
  - (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、福島市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
  - (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 2 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保



全課及び福島市役所に備え置いて縦覧に供する。

(森林保全課)

**福島県告示第八百三十八号**

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があった。  
令和二年十二月四日

福島県知事 内堀雅雄

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

福島市飯坂町中野字片起山九から一まで

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、福島市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び福島市役所に備え置いて縦覧に供する。)

(森林保全課)

**福島県告示第八百三十九号**

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があった。  
令和二年十二月四日

福島県知事 内堀雅雄

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

福島市飯坂町中野字鍋沢一の三、一の八から一の一まで、一の一三から一の三〇まで、一の一三二

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、福島市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び福島市役所に備え置いて縦覧に供する。)

(森林保全課)

**福島県告示第八百四十号**

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。  
令和二年十二月四日

福島県知事 内堀雅雄

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

いわき市小川町上平字前田四七の二、五九

二 保安林として指定された目的

水害の防備

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐は、択伐による。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、いわき市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及びいわき市役所に備え置いて縦覧に供する。)

(森林保全課)

**福島県告示第八百四十一号**

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。  
令和二年十二月四日

福島県知事 内堀雅雄

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

いわき市小川町西小川字豊田二六

二 保安林として指定された目的

水害の防備

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐は、択伐による。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、いわき市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及びいわき市役所に備え置いて縦覧に供する。)

(森林保全課)

福島県告示第八百四十二号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和二年十二月四日

福島県知事 内堀雅雄

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

いわき市小川町西小川字神明下四の一

二 保安林として指定された目的

水害の防備

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐は、択伐による。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、いわき市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及びいわき市役所に備え置いて縦覧に供する。)

(森林保全課)

福島県告示第八百四十三号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和二年十二月四日

福島県知事 内堀雅雄

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

いわき市小川町西小川字神明下五の一、五の二、六の二

二 保安林として指定された目的

水害の防備

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐は、択伐による。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、いわき市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及びいわき市役所に備え置いて縦覧に供する。)

(森林保全課)

福島県告示第八百四十四号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和二年十二月四日

福島県知事 内堀雅雄

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

いわき市四倉町玉山字屋敷前九九

二 保安林として指定された目的

公衆の保健

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐は、択伐による。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、いわき市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及びいわき市役所に備え置いて縦覧に供する。)

(森林保全課)

福島県告示第八百四十五号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知をする相手

方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第百八十九条の規定により当該通知の内容を南会津町役場の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

令和二年十二月四日

福島県知事 内堀雅雄

一 所在の不明な者の氏名

黒川イ子ヨ 小山駒吉 星丑三 星了八 星光雄 星克己 星清次 赤松政範 赤松省一 芳賀文三 芳賀百作 芳賀長市 野沢幸夫 小山駒吉 星了八 星十吉 芳賀芳三郎 小山盛 赤松政範 芳賀文一郎 芳賀長市 星初男

二 通知の内容の要旨

- 1 保安林の指定施業要件を変更する予定であると農林水産大臣から通知があったこと。
- 2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨通知があった件（令和二年福島県告示第六百八十八号）によること。
- 3 当該告示の内容について異議があるときは、森林法第三十二条第一項の規定により、当該告示の日から三十日以内に意見書を福島県知事に提出することができること。

（森林保全課）